登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年12月12日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	AirPlus International GmbH
本店の所在地	東京都港区元麻布三丁目１番６号
登録番号	関東（ク）第102号
営業廃止年月日	令和７年９月30日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告